

経済産業省

20210528 保局第2号
令和3年6月4日

石灰石鉱業協会
会長 関根 福一 殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 太田 雄彦

令和3年度全国鉱山保安週間について

経済産業省は、鉱山における自主保安活動を推進し、保安意識の高揚を図るとともに、広く国民の間に鉱山保安に関する認識及び理解を深め、鉱山災害及び鉱害の防止を図るため、本年度においても、別紙のとおり令和3年度全国鉱山保安週間実施要綱を定め、令和3年度全国鉱山保安週間を実施します。

つきましては、貴職におかれましても、貴傘下の鉱業権者等に対する周知等、効果的な実施のための対応をお願いいたします。

令和3年度全国鉱山保安週間実施要綱

令和3年6月
経済産業省

1. 目的及び趣旨

全国鉱山保安週間は「国民安全の日（7月1日）」に合わせ、鉱山における自主保安活動を推進し、保安意識の高揚を図るとともに、広く国民の間に鉱山保安に関する認識及び理解を深め、もって危害及び鉱害の防止に資することを目的として、昭和25年から毎年実施している。

これまで、鉱山では、鉱業労働災害防止計画や特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針等に基づき、国・事業者が一体となって危害及び鉱害の防止対策に取り組み、この努力もあって鉱山災害及び鉱害は長期的には大幅に減少している。

令和2年の鉱山災害による罹災者数も19名と前年に比べ減少したが、死亡者1名を含む重篤災害が発生しており、引き続き災害の撲滅に向けた継続的な取組が必要である。

これら災害発生 の 要因としては、危険軽視・慣れといった人的要因や、設備・機械の不具合といった物的要因、作業手順書の内容不備等の管理的要因が挙げられ、ヒヤリハット報告や残留リスクに基づく危険箇所の表示等、「危険の見える化」の実施が求められる。また、近年は想定を超えた大雨等の自然災害が発生しており、坑廃水処理施設について、今一度見直し、点検、整備を行っていただく必要がある。

これらを踏まえ令和3年度においても、各鉱山及び関係団体と幅広く連携・協力し、全国鉱山保安週間を展開し、鉱山における保安意識の高揚を図るとともに、鉱山災害の撲滅を目指す。

2. 期間

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1) 準備期間 | 6月19日（土）から6月30日（水）まで |
| (2) 全国鉱山保安週間 | 7月1日（木）から7月7日（水）まで |
| (3) 事後の検討期間 | 7月8日（木）から7月31日（土）まで |

3. 主唱者

経済産業省

4. 実施者

各鉱山及び関係団体

5. 主唱者及び関係団体における実施事項

次の方法により、「全国鉱山保安週間」の趣旨の周知徹底及び効果的な実施を図る。

- (1) ホームページ等による広報
- (2) ポスター等広報資料の作成・配布
- (3) 講演会、鉱山見学会等の実施
- (4) 各鉱山の実施する事項に対する指導等
- (5) その他、鉱山保安に関する標語、ポスターの募集等「全国鉱山保安週間」にふさわしい行事の実施

6. 各鉱山における実施事項

各鉱山は「全国鉱山保安週間」の趣旨を鉱山労働者各位に対して周知し、次の取組事項につき優先順位を定め、効果的な実施を図り、もって日常の自主保安活動が活性化されるよう努める。

(1) 危害防止に関する取組事項

① 重篤な災害、発生頻度の高い災害の撲滅・防止に向けた取組

- ・実際に災害が発生した鉱山の事例（水平展開情報等）を参考に、各鉱山における対策事項の計画、実施（特に発生頻度の高い「墜落」「車両系鉱山機械」「ベルトコンベア」に係る対策の実施等）

② 作業環境・施設等の点検、検査、整備

- ・作業環境（天盤、路面、浮石、転石、通気、粉じん、通路、手すり等）、保護具
- ・施設等（老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修の実施等）
- ・鉱山労働者の高齢化を踏まえ、転倒災害防止に向けた作業環境の見直し

③ 保安に関する計画・規程等の見直しに関する取組（鉱山保安マネジメントシステムの導入・運用の深化）

- ・各鉱山における保安方針、保安目標及び保安計画の従業員への周知徹底
- ・保安規程の記載内容の遵守状況等の評価及び見直し（作業手順、管理体制、災害時対応等）
- ・指差呼称、5S活動（整理、整頓、清掃、清潔、躰）など日常的な保安活動の活性化
- ・ヒヤリハット報告や残留リスクに基づく危険箇所の表示等「危険の見える化」の実施

④ 保安教育に関する取組

- ・ヒューマンエラー対策等に関する講習会等の開催
- ・危険体感訓練や危険予知トレーニングなど災害に対する感性を養う取組の実施
- ・経験豊富な高年齢労働者のノウハウの継承のための取組

(2) 鉱害防止に関する取組事項

① 坑廃水処理施設、鉱煙発生施設、集積場・沈殿池等の点検・検査・整備

- ・各施設の日々の点検項目の見直し、定期的な検査、必要な整備（老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等）の実施
- ・未処理水の流出等の災害が発生した場合の連絡体制の確認、緊急時対応を計画する
- ・実際に災害が発生した鉱山の事例（水平展開情報等）を参考に、各鉱山における対策事業の計画、実施
- ・坑廃水処理を必要とする休廃止した金属鉱山等のレジリエンス強化に関する措置すべき改善策の実施

② 鉱害防止のための緑化の推進等の採掘跡地等の整備

- ・採掘跡地及び集積場の覆土・植栽に向けた取組の実施

③ 鉱害防止に関する地域住民との懇談会等の実施

- ・鉱害防止に関する地域住民との懇談会、学生、生徒等に鉱害防止施設の公開、事業説明の実施等

(3) 保安に関する意識の高揚に関する取組事項

鉱山保安に関する標語、絵画、写真、作文等の募集・展示、鉱山見学会、社内保安表彰等「全国鉱山保安週間」にふさわしい行事の実施

※鉱山災害発生の主な要因に対して特に有効と考える取組について、二重線を引いております。

また、二重線の取組を行うことで、より効果の得られる取組に下線を引いております。

※上記（１）～（３）の取組の実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「３つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請等に従う。